

令和 2 年 7 月 13 日
生食発 0713 第 1 号
2 食産第 1667 号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国から台湾向けに輸出する食肉製品については、「農林水産物及び食品の
輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生
労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 TW-A3「台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱」
(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱について、衛生証明書の様式を定めるほか、下記のとおり、別紙 TW-
A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」について台湾向けに輸出する食肉製品の原料
となる牛肉の原料食肉証明書に関する規定を追加、また、別紙 HK-A2 について
所要の修正をするなど、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろ
しく願います。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 TW-A3 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 台湾向け食肉製品に添付する衛生証明書を、別紙様式 7 のとおり定めたこと。
 - (2) 台湾向け食肉製品に添付する原料食肉証明書の取扱いを定めたこと。
 - (3) 台湾向け食肉製品に添付する輸出検疫証明書の交付手続について記載したこと。

- 2 別紙 TW-A1 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 別紙様式 7 の食肉衛生証明書を、台湾向け食肉製品に添付する原料食肉証明書として発行する場合の手続を追加したこと。
 - (2) 条件付き認定に係る変更の申請に係る手続を追加したこと。

- 3 別紙 HK-A2 について、第 5 の 7 を削除したこと。